

指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査

1. 目的・方法

石綿健康被害救済制度における指定疾病の見直しに係る検討を行うため、必要な基礎的データを得ることを目的とするもの。

具体的には、全国の労災病院を中心とする医療機関において石綿肺と診断された症例について、各種の情報（診療経過、胸部エックス線写真、石綿作業歴、呼吸機能検査結果等）を収集し、以下の分析、検討を行う。

① 石綿肺の臨床像に関する分析

収集した石綿肺症例の経過や予後について分析する。

② 過去の石綿ばく露状況に関する分析

収集した石綿肺症例における過去の石綿ばく露状況（石綿作業歴等）を整理・分析し、石綿肺の原因となる大量の石綿ばく露作業の内容を明らかにするとともに、その客観的確認方法を検討する。

③ 呼吸機能検査結果に関する分析

収集した石綿肺症例の呼吸機能検査結果について、最近の呼吸機能検査に係る知見も踏まえて分析し、石綿肺により生ずる呼吸機能障害（線維化に伴う拘束性障害が中心）を適切に評価するための検査手法、指標等を検討する。

2. 調査実施機関

独立行政法人労働者健康福祉機構

3. 調査実施年度

平成21年度

石綿小体計測技術の普及啓発に関する調査

1. 目的・方法

石綿ばく露を医学的に証明する方法の一つとして、被験者への侵襲が比較的少ないとされる気管支肺胞洗浄液 (bronchoalveolar lavage fluid, BALF) を用いた石綿小体濃度の評価があるが、これについては未だ知見が十分に蓄積されているとは言い難い状況にある。

このため、本調査では、医療機関において肺がんやびまん性間質性肺炎・肺線維症の可能性が疑われた方について、過去の石綿ばく露状況、BALF 中の石綿小体計測結果等の情報を収集し、これらを解析することによって、BALF を用いた石綿ばく露量の評価方法の有効性を検討するものである。

併せて、BALF を用いた石綿小体計測の、検体の採取方法、試料の調整方法、判定方法等について、標準的手法について提示する。

2. 調査実施機関

東洋大学。なお、調査に必要な情報収集は、東洋大学が以下の医療機関に依頼して行う。

国立病院機構 近畿中央胸部疾患センター
大阪府立病院機構 呼吸器・アレルギー医療センター
国立病院機構 奈良医療センター
社会福祉法人恩賜財団済生会 中和病院

3. 調査実施年度

平成21年度～